

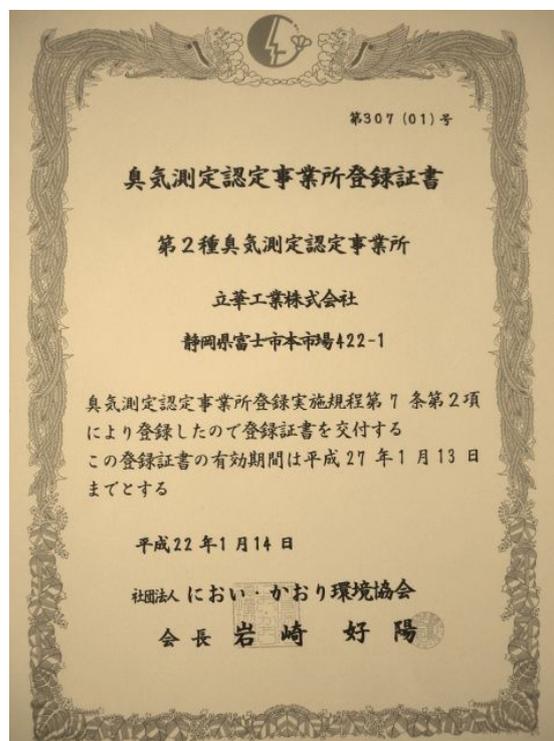
未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華工業株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

(公社)におい・かおり環境協会から
「第2種臭気測定認定事業所」(登録番号 307号)
の認定を受けています。

弊社は臭気測定業務を統括できる「臭気判定士」の有資格者が4人在籍し、臭気試験室や器材を備え、臭気指数を適正に測定できる事業所です。



「臭気測定」でお困りの事がございましたら、
お気軽に下記担当者までお問い合わせください。

レポートのお問い合わせは、下記担当部署にお願いいたします。

富士本社 環境分析部 加藤雅士・城所 亨
分析1課 中西正彦・後藤 彰・広瀬崇史
営業部 望月久彰

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 嗅覚検査

嗅覚検査は、

- ①臭気判定士の免状の交付や更新
- ②臭気指数測定に従事するパネル選定のために必要な検査です。

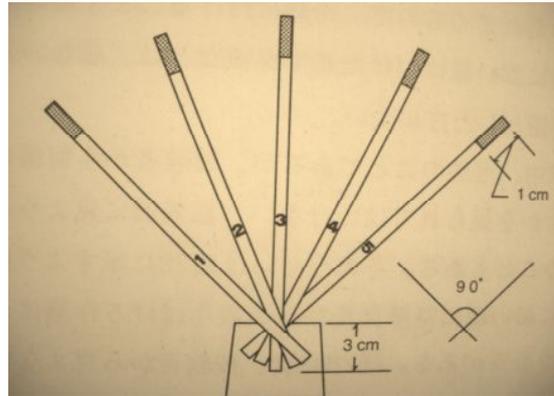
〈検査手順〉

1) 基準臭とにおい紙のセット

下記5種類の基準臭を用意します。

A(白)	β -フェニルエチルアルコール	バラの花のにおい、軽くて甘いにおい
B(黄)	メチルカロヘンテノン	焦げたにおい、カラメルのおい
C(緑)	イ吉草酸	腐敗臭、古靴下のにおい、汗臭いにおい、納豆のにおい
D(青)	γ -ウンデカリクトン	桃の缶詰、甘くて重いにおい
E(赤)	スカトル	糞臭、野菜くずのにおい、口臭、嫌なにおい

- 2) 1から5番までの番号が書かれたにおい紙5本のうち、2枚のにおい紙を基準臭液(1種類)に浸します。残りの3枚には視覚により識別されないように無臭液を浸します。



- 3) 2)で作成した5本セットのにおい紙を被験者に渡し、1本ずつにおい紙の先端を鼻先に触れない程度に近づけにおいを嗅ぎ、においの有無を調べます。



- 4) においが付いていると思われるにおい紙の番号を、回答用紙に2つとも記入し、回答用紙を検査員に渡します。自信が無い場合はもう一度嗅ぎ直しても構いません。

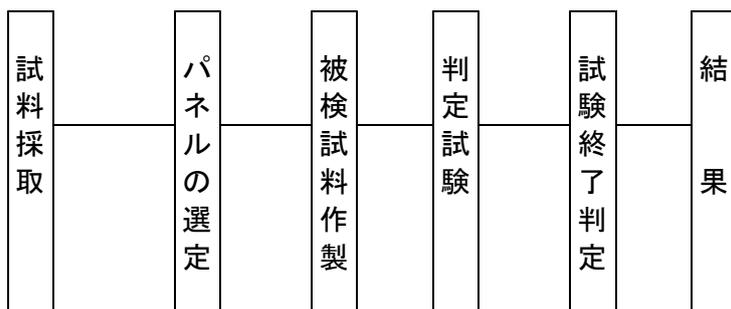


- 5) 1)で用意した5種類の基準臭ごとにそれぞれ1回、計5回実施します。5種類の基準臭が全て正解であった被験者を合格者とし、1種類でも不正解があった場合は不合格になります。

弊社は、(公社)におい・かおり環境協会から委託を受けた「嗅覚検査機関」で、月1回(毎月20日頃)、嗅覚試験を実施しています。
※最新日程情報については、弊社ホームページ(<http://www.rikka.co.jp>)でご確認ください。

2. 臭気指数測定方法

臭気指数測定方法は、次のように行います。



1) 試料採取

試料採取は、対象とする事業場の操業状況、気象状況等に配慮し、事業場から排出された悪臭が住民の生活環境に対して、最も影響を与えている地点を選定して行います。

2) パネルの選定

嗅覚検査に合格した人から6人をパネル(実際にはにおいを嗅ぐ人)として選定します。

3) 被検試料作製

袋を3個用意し無臭空気を入れ、1個に採取試料を注入します。

4) 判定試験

これら3個の袋の中から採取試料の入ったにおいのある袋を1つ選び、6段階の尺度(6段階臭気臭気強度法)の官能評価をします。



<6段階臭気強度表示法>

0 : 無臭

1 : やっと感知できるにおい(感知閾値濃度)

2 : 何のにおいであるかがわかる弱いにおい (認知閾値濃度)

3 : らくに感知できるにおい

4 : 強いにおい

5 : 強烈なにおい

5) 試験終了判定、結果

	①環境試料(敷地境界等で採取した試料)	②排出口試料	③排水試料
試料	においのする空気と無臭空気	においのする空気と無臭空気	においのする水と無臭水
試験終了判定	1) 採取試料を10倍に希釈し、無臭空気と比較します。 2) 6人のパネルがこれを3回繰り返します。 3) 2)の平均正解率が0.58以上の場合は、まだにおいがあるものとして、希釈倍率をさらに10倍にして試験を行います。	1) 6人のパネル全員が正解する濃度に希釈したものから始め、希釈倍率を上げていきます。 2) パネル正解者数が残り1人になった時点で終了します。	排出口試料と同じ
結果	希釈倍率と正解率から臭気指数を算出	6人のうちの最も希釈倍率の高かった人と低かった人の2人を除いた4人の平均希釈倍率より、臭気指数を算出	

3. 臭気指数規制での規制基準

	規制区域の区分	規制基準		
		敷地境界 (1号規制)	気体排出口 (2号規制)	排水 (3号規制)
富士市	第1種区域 (住居系地域)	臭気指数 10	排出口から排出された臭気が地表に着地した時に、工場や事業場が立地する用途地域の敷地境界の基準値に適合するように大気拡散式等を用いて気体排出口ごとに算出されます。(悪臭防止法施行規則第6条の2に規定)	臭気指数 26
	第2種区域 (商業系地域)	臭気指数 13		臭気指数 29
	第3種区域 (工業系地域)	臭気指数 15		臭気指数 31
静岡市	市内全域	臭気指数 10		臭気指数 26
富士宮市	市街化区域(工業地域及び工業専用地域を除く)	臭気指数 13		臭気指数 29
	市街化区域(工業地域及び工業専用地域)	臭気指数 15		臭気指数 31
宮市	市街化区域を除く旧富士宮市全域	臭気指数 18		臭気指数 34
	旧芝川町	臭気指数 15		臭気指数 31

平成24年4月1日に悪臭防止法の一部が改正され、一部の権限が、従来の都道府県知事から市町村長へ移譲されました。

今回の改正により地域の自主性を高めるため、規制地域の指定、規制基準の設定の権限が、従来の都道府県知事から市町村長へ移譲され、今後自らの権限で臭気指数規制を導入することが出来るようになりました。